

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2122001		処分名	児童手当の受給資格及び額の認定(公務員の場合)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	総務部		課	人事課		
根拠規定	児童手当法				第17条		
基準規定	①	児童手当法		第3条第1項, 第4条~第6条, 第7条第1項・第2項, 第8条第1項~第3項			
	②	児童手当法		附則第6条, 第7条			
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(1) 受給資格</p> <p>①受給者 鈴鹿市正規職員・地方公務員等共済組合施行令(昭和37年政令第352号)第2条第5号の適用を受ける会計年度任用職員(主に2年目以降のフルタイム会計年度任用職員)</p> <p>②養育に関する要件 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護し, 父母の場合にあつてはこれと生計を同じくし, 父母以外の場合にあつてはその生計を維持すること。</p> <p>③所得要件 前年又は前々年の所得が限度額未満であること。1月から5月までの月分の児童手当については前々年の所得, 6月から12月までの月分の児童手当については前年の所得により審査する。 ※所得が限度額超過のため, 児童手当が支給されない被用者に対しては, 特例給付の所得限度額未満かどうか審査を行い, 限度額未満であれば特例給付として認定する(児童手当法附則第6条第1項)。</p> <p>(2) 支給月額</p> <p>① 3歳未満(3歳誕生日まで)の児童の児童手当については, 児童1人につき月額15,000円とする。</p> <p>② 3歳(3歳到達月の翌月)から小学校修了前までの児童については, 養育している全ての児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のうち, 上から数えて1人目及び2人目の児童は1人につき, 月額10,000円, 3人目以降の児童については1人につき, 月額15,000円とする。</p> <p>③ 小学校修了後中学校修了前の児童の児童手当については児童1人につき月額10,000円とする。</p> <p>④ 特例給付は児童の年齢等に関係なく児童1人につき月額5,000円とする。</p> <p>(3) 認定者 鈴鹿市長</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日	
	期間	1月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2123001		処分名	行政財産の使用許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	総務部		課	管財課		
根拠規定	地方自治法				第238条の4第7項		
基準規定	①	鈴鹿市市有財産規則			第13条第2項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>1 使用許可の範囲  鈴鹿市市有財産規則第13条第2項各号に規定する、次の基準に該当する場合に使用を許可することができる。</p> <p>(1) 主として市職員の厚生福利施設を設置するとき。  (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。  (3) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため特に必要とするとき。  (4) 公益事業の用に供するため使用させるとき。  (5) その他市の行政遂行のため市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>※(5)の詳細について  ①鈴鹿市市有財産規則第13条第2項第1号から第4号に準ずるとき  (例)・鈴鹿市が後援する行事の駐車場として使用するとき  ・他の所属から当該許可を求める副申が提出されたとき  ②当該施設の管理上必要とするとき</p> <p>2 その他  使用の許可に当たっては、次に掲げる事項に留意を要する。</p> <p>(1) 行政財産は、市自ら公用又は公共の用に供することを本来の目的とするものであり、みだりに用途又は目的外の使用を許可するものではない。  (2) 使用許可の範囲は必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させるよう努めることとし、使用期間の満了等によりその使用を終了させた場合には、容易に原状回復ができる状態で使用することを原則とする。  (3) 建物の所有を目的に土地の使用を許可する場合又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部若しくは大部分の使用を許可する場合においては、使用の態様により、普通財産として貸し付けることが適当と認められることがある。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日	
	期間	15日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2126001		処分名	臨時運行の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	総務部		課	市民税課		
根拠規定	道路運送車両法				第34条第2項		
基準規定	①	道路運送車両法			第35条		
	②	道路運送車両法施行規則			第20条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙,『鈴鹿市臨時運行許可事務取扱要領 第3条及び第4条抜粋』						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考							